

株 主 各 位

愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地

# 株式会社MARUWA

代表取締役社長 神 戸 誠

## 第46期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第46期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月24日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月25日(火曜日)午前10時
2. 場 所 愛知県名古屋市東区葵3-16-16  
ホテルメルパルク名古屋 3階 「カトリアの間」  
(会場が前回と異なっておりますので、ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照のうえ、お間違えのないようにご注意ください。)
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第46期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第46期(2018年4月1日から2019年3月31日まで)計算書類報告の件

### 決議事項

- |       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                       |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                       |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件     |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件              |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件           |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件          |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.maruwa-g.com/ir/stock/soukai.html>) に掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

① 連結計算書類の連結注記表

② 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知提供書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載いたします。

#### **株主様向け事業説明会のご案内**

本株主総会終了後、引続き同会場にて、株主の皆様これからこの当社をより深くご理解いただくためのプレゼンテーションを予定しております。

(添付書類)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、自然災害が相次いだことにより消費が一時停滞したものの、好調な企業収益や雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外の経済情勢は、米国の保護主義的な通商政策による貿易摩擦の激化や、中国の債務圧縮や設備投資抑制、英国のEU離脱を巡る混乱などの要因もあり、今後の世界経済の減速懸念に対して予断を許さない状況で推移しました。

このような経済情勢の中、当社関連のエレクトロニクス市場は、車載の電装化や生産設備の自動化・省人化、AI・IoT関連など、次世代の成長市場向けにおける高付加価値品の需要が総じて底堅く推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の業績は、売上高41,193百万円(前期比7.0%増)、営業利益9,556百万円(前期比4.2%増)、経常利益9,924百万円(前期比11.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,770百万円(前期比22.1%増)となりました。

## 連結業績

	前連結会計年度 2018年3月期	当連結会計年度 2019年3月期
売上高	百万円 38,513	百万円 41,193
営業利益	9,174	9,556
経常利益	8,866	9,924
親会社株主に帰属する 当期純利益	5,544	6,770

## セグメント別の概況（連結）

	前連結会計年度 2018年3月期	当連結会計年度 2019年3月期
セラミック部品事業	百万円	百万円
売上高	29,306	32,212
営業利益	9,423	9,679
照明機器事業		
売上高	9,206	8,981
営業利益	797	917
合計		
売上高	38,513	41,193
営業利益	10,220	10,596
消去または全社		
売上高	—	—
営業損益	△1,046	△1,040
連結		
売上高	38,513	41,193
営業利益	9,174	9,556

## セラミック部品事業

当事業における市況は、おおむね好調であったものの、米中貿易摩擦の激化などによるエレクトロニクス製品の需要鈍化や生産調整、生産設備の投資計画の調整や受注に弱さが現れはじめ、足元では先行き不透明な状況となりました。この市況環境の中で、当社は、車載関連、AI・IoT関連、次世代高速通信など次世代の成長市場に向けた差別化製品の開発や開拓・拡販を行うとともに、中長期的な事業成長戦略を進めてまいりました。

以上の結果、売上高32,212百万円（前期比9.9%増）、セグメント利益9,679百万円（前期比2.7%増）となりました。

## 照明機器事業

当事業における市況は、公共関連では一般道路や高速道路などに対するLEDへの交換需要が全国で拡大しており、宿泊施設や展示施設ではその空間における演色性を追求した差別化製品の需要が続きました。この市況環境の中で、収益力を重視した競争力のある差別化ハイエンド照明機器の開発及び拡販により、収益の向上に寄与しました。

以上の結果、売上高8,981百万円（前期比2.5%減）、セグメント利益917百万円（前期比15.1%増）となりました。

### ② 設備投資の状況

当連結会計年度における当社グループの設備投資は、セラミック部品事業における増産対応の設備を中心に、総額は4,381百万円となりました。この投資は自己資金により充ちいたしました。

### ③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡・吸収分割または新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
当社は、2018年12月4日を効力発生日として、株式会社ブリヂストンより高純度炭化ケイ素ファインセラミックス (PureBeta) 事業を譲り受けました。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第43期 2016年3月期	第44期 2017年3月期	第45期 2018年3月期	第46期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売 上 高 (百万円)	30,578	32,187	38,513	41,193
経 常 利 益 (百万円)	3,701	4,978	8,866	9,924
親会社株主に 帰属する (百万円)	2,286	2,850	5,544	6,770
当期純利益				
1株当たり当期純利益	185円17銭	230円76銭	448円44銭	547円87銭
総 資 産 (百万円)	48,549	50,593	58,514	64,627
純 資 産 (百万円)	41,700	43,317	49,029	54,954
1株当たり純資産	3,376円41銭	3,506円79銭	3,966円05銭	4,452円25銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数 (自己株式を控除した株式総数) により算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数 (自己株式を控除した株式総数) により算出しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」 (企業会計基準第28号 平成30年2月16日) を当連結会計年度より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、前連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

### (3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd.	55 百万マレーシアリンギット	92.9%	セラミック部品 製造・販売
MARUWA Electronics (Taiwan) Co., Ltd.	40 百万新台幣ドル	100	セラミック部品 販売
Maruwa Europe Ltd.	4 百万英ポンド	100	セラミック部品 販売
Maruwa America Corp.	1.6 百万米ドル	100	セラミック部品 販売
Maruwa Korea Co., Ltd.	700 百万韓国ウォン	100	セラミック部品 販売
Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.	1.7 百万中国元	100	セラミック部品 販売
MARUWA Electronic (India) Pvt. Ltd.	27 百万インドルピー	100	セラミック部品 販売
(株) MARUWA QUARTZ	100 百万円	100	セラミック部品 製造・販売
(株) MARUWA SHOMEI	100 百万円	100	照明機器 製造・販売
MARUWA MELAKA SDN. BHD.	100 千マレーシアリンギット	100	セラミック部品 製造
(株) YAMA G I W A	100 百万円	100	照明機器 製造・販売
(株) MARUWA CERAMIC	7 百万円	100	セラミック部品 製造・販売

### (4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当社経営理念、経営指標ならびに経営戦略を軸に製造・販売・開発及び管理部門の連携を一層強化し、多様化する市場ニーズや社会変動に柔軟に対応できる事業体制を整え、事業の拡大やグローバル化に伴うリスク回避への組織強化を図るべく、以下の課題に取り組んでまいります。

#### ① 差別化製品の開発

当社グループ各事業が長年に渡り培ってきた材料技術や製造技術を融合した、他社の追随を許さない製品や、高付加価値で競争力のある次世代の照明機器製品を開発してまいります。

#### ② 選択と集中による事業拡大

当社成長分野として位置づけている、省エネ・環境関連・半導体関連事業、医療・光通信関連分野や、「光の質」に特化したLED照明分野に関連するグ

ループ各社の事業ならびに製品・商品に、限りある経営資源を選択・集中させてまいります

### ③ グローバルな組織強化

当社グループ各事業においては、責任と権限、目標を明確にし、プロフェッショナルな組織に向けた取り組みを進めてまいります。

また、当社グループ各事業の垣根を越えて、各々が有するあらゆる技術の融合を図るとともに、人材育成・投入を行うなど、より強固なグローバルな体制を築いてまいります。

さらに、顧客との連携強化を行い、新製品や新技術の創出など、Win-Winの関係に向けた、ブリッジイノベーションを推し進めてまいります。

### ④ 危機管理体制の強化

当社グループでは、海外とのビジネス展開が拡大する中で、品質、知的財産、コンプライアンス、海外拠点運営、自然災害など様々なリスクに対し、グローバルな危機管理体制の強化を進めてまいります。

## (5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

下記製品の製造及び販売

部 門 名	内 容
セラミック部品事業	アルミナ基板、窒化アルミニウム基板、アルミナジルコニア基板、窒化ケイ素基板、窒化アルミニウムファイバー、超高純度SiC部材、石英ガラス製品、半導体セラミック、車載用マグネット製品、医療用セラミック製品、水栓用セラミック製品、多層回路基板、通信機器用薄膜回路基板、NFCアンテナモジュール基板、マイクロ波部品、GPSアンテナ、セラミック気密端子、ワイヤーボンディング用コンデンサ、チップバリスタ、ノイズ対策部品など
照明機器事業	LED高輝度照明、LED光源モジュール、施設照明、住環境照明、デザイン照明、調光制御システム、照明空間デザイン・設計、輸入家具など

## (6) 主要な営業所及び工場（2019年3月31日現在）

### ①当 社

本 社	愛知県尾張旭市南本地ヶ原町三丁目83番地
営 業 所	東北営業所（福島県）、北信越営業所（新潟県）、東京支店（東京都）、関西支店（大阪府）、九州北営業所（福岡県）
工 場	土岐工場（研究所併設）（岐阜県）、瀬戸工場（愛知県）、直江津工場、春日山工場（以上、新潟県）、小平工場（東京都）

### ②子会社等

国 内	(株)MARUWA QUARTZ、(株)MARUWA SHOMEI、(株)YAMAGIWA、(株)MARUWA CERAMIC、(株)Dreamboat
海 外	Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd.、MARUWA MELAKA SDN. BHD.、MARUWA YAMAGIWA SDN. BHD.（以上、マレーシア）、MARUWA Electronics (Taiwan) Co., Ltd.（台湾）、Maruwa Europe Ltd.（イギリス）、Maruwa America Corp.（アメリカ）、Maruwa Electronics GmbH（ドイツ）、Maruwa Korea Co., Ltd.（韓国）、Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.（中国）、MARUWA Electronic (India) Pvt. Ltd.（インド）

## (7) 使用人の状況（2019年3月31日現在）

### ①企業集団の使用人の状況

事 業 区 分	使 用 人 数	前連結会計年度末比
セラミック部品事業	1,722名 (584名)	63名増 (21名増)
照明機器事業	145名 (81名)	11名減 (1名減)
合 計	1,867名 (665名)	52名増 (20名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比
295名 (441名)	3名増 (69名増)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況（2019年3月31日現在）

該当事項はありません。

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 26,000,000株
- ② 発行済株式の総数 12,372,000株 (自己株式28,920株含む)
- ③ 株主数 3,691名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
(株) 神 戸 ア ー ト	3,561千株	28.85%
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信 託 口)	1,592	12.89
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	633	5.12
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG F U N D S / U C I T S A S S E T S	467	3.78
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	345	2.80
神 戸 誠	300	2.43
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	235	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信 託 口 9)	222	1.79
PICTET AND CIE (EUROPE) SA, L U X E M B O U R G R E F : U C I T S	188	1.52
神 戸 宏 樹	177	1.44

(注) 持株比率は自己株式 (28,920株) を控除して計算しております。

### (2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	神 戸 誠	
取 締 役	林 春 行	
取 締 役	マニマラン・アントニ	海外事業本部長
取 締 役	内 田 彰	営業本部長
取 締 役	神 戸 俊 郎	コンポーネッツ事業カンパニー 事業本部長
取 締 役	及 位 環	管理本部本部長
取 締 役	北 原 晴 男	
取 締 役	立 川 裕 大	
常 勤 監 査 役	熊 谷 均	
監 査 役	光 岡 正 彦	公認会計士・税理士 東桜税理士法人 代表社員
監 査 役	松 本 茂 裕	税理士 松本会計事務所 所長

- (注) 1. 取締役北原晴男氏及び取締役立川裕大氏は、社外取締役であります。
2. 監査役光岡正彦氏及び監査役松本茂裕氏は、社外監査役であります。
3. 監査役光岡正彦氏は、公認会計士・税理士の資格を、監査役松本茂裕氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は取締役北原晴男氏及び取締役立川裕大氏、ならびに監査役光岡正彦氏及び監査役松本茂裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額  
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	8名 (2)	167,251千円 (9,600)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2)	12,868 (1,360)
合 計	11	180,119

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 取締役の報酬額は、2018年6月26日開催の第45期定時株主総会において、年額360百万円以内(うち、社外取締役分は年額50百万円以内)と決議いただいております。  
3. 監査役の報酬額は、2001年6月26日開催の第28期定時株主総会において、年額18百万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項  
当事業年度中における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	北 原 晴 男	当事業年度に開催の取締役会12回すべてに出席し、長年にわたる建築設計の専門家としての見識を活かし、適切な発言を適宜行っております。
	立 川 裕 大	当事業年度に開催の取締役会12回すべてに出席し、伝統技術ディレクター、プランナーとして、また経営者としての見識を活かし、適切な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	光 岡 正 彦	当事業年度に開催の取締役会12回のうち9回、監査役会7回すべてに出席し、長年にわたる会計と税務の専門家としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。
	松 本 茂 裕	当事業年度に開催の取締役会12回のうち7回、監査役会7回すべてに出席し、長年にわたる会計と税務の専門家としての見解と豊富な経験から適切な発言を適宜行っております。

- (注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

#### ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,500

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

#### ④ 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd.、MARUWA Electronics(Taiwan) Co., Ltd.、Maruwa Europe Ltd.、Maruwa America Corp.、Maruwa Korea Co., Ltd.、Maruwa (Shanghai) Trading Co., Ltd.、MARUWA Electronic (India) Pvt. Ltd. 及び MARUWA MELAKA SDN. BHD. は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

① 取締役・従業員の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「企業倫理規範」を制定する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体(以下、文書等という)に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務運営、品質、環境、災害、コンプライアンス等に係るリスクについては、リスク管理委員会が統括管理する。同委員会の指導の下、各部署において規則の制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、リスクの管理低減に努める。リスク管理の状況については取締役会への報告事項とし、リスク管理担当取締役がリスク管理委員長となり、全社リスク管理の統括責任を負う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

役職員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、この目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び業務分配を含めた効率的な達成の方法を業務担当取締役が定め、事業部門からの月次報告を受け、取締役会は内容の分析・対応策の指示など目標達成の確度を高めるための施策を促し、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。

⑤ 当会社及び関係会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う執行役員を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。また、当社への決裁・報告制度により、子会社経営の管理を行う。

- ⑥ 監査役がその補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項ならびにその従業員の取締役からの独立性及びその従業員に対する指示の実効性の確保に関する体制  
監査役は内部監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができる。  
内部監査室は監査役会との協議により監査役の要望した事項の内部監査を実施し、その結果を監査役会に報告する。  
監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けない。
- ⑦ 取締役及び従業員が監査役(会)に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
取締役及び従業員は監査役(会)に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、月次の経営状況として重要な事項及び経営会議で決議された事項等を速やかに報告する。
- ⑧ 監査役の実効的に行われることを確保するための体制  
監査役(会)は「監査役監査規程」に則って監査を行うことにより監査の実効性を確保する。
- ⑨ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役がその職務の執行について費用の前払請求をしたときは、当該監査役職務執行に必要でない認められるものを除き、その前払等の請求に従い処理するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

役員及び従業員は「経営理念」、「企業倫理規範」のもと業務に取り組んでおり、その内容は常に社内で閲覧できる状況にあります。

リスク管理規程等の定めに従い業務を遂行しており、必要なマニュアル等を整備し事態に備えた体制を構築しております。有事の危機管理においては、第一報を受けた後に円滑に危機管理体制を構築する仕組みを構築し、適切に対応しております。

取締役会では、法令、定款に定められた事項、経営に関する重要な事項を決定するとともに、取締役は相互に業務執行状況を監視しております。取締役会には社外監査役も参加し、必要な意見表明を行っております。また、月次、四半期及び年度の予算ならびに個々の施策計画及び達成状況は、月次に行われる経営会議及び取締役会にて報告され、多面的な検討を実施しております。

グループ会社及び事業において、当社の承認を要する事項を定め、それに基づき付議された案件について取締役会で決議しており、月次の取締役会において、担当責任者より必要に応じて財務状況、業務執行状況等の報告を受けています。

監査役からの要請に応じて内部監査室、管理部門等が監査役の業務を適宜補助しております。

監査役は、取締役会及び経営会議等にも出席し、随時必要な意見表明を行っております。取締役及び従業員等から当社グループ会社に関する必要な情報を得ることや、内部監査室との連携により結果報告等に対して必要に応じて立ち合いを行っております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>【流動資産】</b>	45,575,080	<b>【流動負債】</b>	8,860,114
現金及び預金	22,627,403	支払手形及び買掛金	2,827,288
受取手形及び売掛金	10,266,096	電子記録債務	1,704,169
電子記録債権	1,476,219	未払法人税等	1,590,551
商品及び製品	3,161,672	賞与引当金	627,985
仕掛品	2,337,293	役員賞与引当金	63,000
原材料及び貯蔵品	4,277,629	その他	2,047,119
その他	1,430,685	<b>【固定負債】</b>	812,907
貸倒引当金	△1,920	繰延税金負債	452,364
<b>【固定資産】</b>	19,052,442	その他	360,543
(有形固定資産)	(16,347,560)	<b>負債合計</b>	9,673,021
建物及び構築物	6,070,494	<b>純 資 産 の 部</b>	
機械装置及び運搬具	4,634,664	<b>【株主資本】</b>	55,701,864
土地	4,003,430	資本金	8,646,720
建設仮勘定	813,830	資本剰余金	11,994,350
その他	825,140	利益剰余金	35,249,658
(無形固定資産)	(533,294)	自己株式	△188,864
のれん	249,423	<b>【その他の包括利益累計額】</b>	△747,363
その他	283,871	その他有価証券評価差額金	117,622
(投資その他の資産)	(2,171,586)	為替換算調整勘定	△864,986
投資有価証券	340,439	<b>純資産合計</b>	54,954,500
繰延税金資産	644,164	<b>負債・純資産合計</b>	64,627,522
投資不動産	997,257		
その他	201,241		
貸倒引当金	△11,516		
<b>資産合計</b>	64,627,522		

# 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		41,193,338
売 上 原 価		23,264,386
売 上 総 利 益		17,928,952
販売費及び一般管理費		8,372,881
営 業 利 益		9,556,071
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35,322	
受 取 賃 貸 料	79,282	
為 替 差 益	219,615	
そ の 他	97,381	431,602
営 業 外 費 用		
投 資 不 動 産 賃 貸 費 用	48,361	
そ の 他	14,927	63,289
経 常 利 益		9,924,383
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,042	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,469	7,511
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	6,374	
退 職 給 付 費 用	51,447	57,821
税金等調整前当期純利益		9,874,073
法人税、住民税及び事業税	3,139,919	
法人税等調整額	△35,928	3,103,991
当 期 純 利 益		6,770,081
親会社株主に帰属する当期純利益		6,770,081

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	8,646,720	11,996,407	29,048,238	△77,131	49,614,235
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△568,661		△568,661
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,770,081		6,770,081
自己株式の取得				△125,731	△125,731
自己株式の処分		△2,057		13,997	11,940
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の変動額 合計	－	△2,057	6,201,420	△111,733	6,087,629
当連結会計年度末残高	8,646,720	11,994,350	35,249,658	△188,864	55,701,864

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	166,404	△751,083	△584,678	49,029,556
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△568,661
親会社株主に帰属する 当期純利益				6,770,081
自己株式の取得				△125,731
自己株式の処分				11,940
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△48,782	△113,902	△162,684	△162,684
連結会計年度中の変動額 合計	△48,782	△113,902	△162,684	5,924,944
当連結会計年度末残高	117,622	△864,986	△747,363	54,954,500

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
【流動資産】	24,685,700	【流動負債】	6,613,578
現金及び預金	13,591,851	支払手形	498,581
受取手形	323,500	買掛金	2,713,774
電子記録債権	1,218,218	電子記録債務	1,169,131
売掛金	5,816,069	未払金	725,792
商品及び製品	439,837	未払費用	644,564
仕掛品	697,844	未払法人税等	343,000
原材料及び貯蔵品	954,730	賞与引当金	365,789
未収入金	242,319	役員賞与引当金	49,500
その他の流動資産	1,402,057	その他の流動負債	103,444
貸倒引当金	△730	【固定負債】	229,756
【固定資産】	15,552,959	長期未払金	190,891
(有形固定資産)	(8,587,559)	預り保証金	38,865
建物	2,806,707	負債合計	6,843,334
構築物	353,582	純資産の部	
機械装置	1,598,256	【株主資本】	33,277,703
車両運搬具	16,310	資本金	8,646,720
工具器具備品	199,871	資本剰余金	11,994,350
土地	3,232,317	資本準備金	11,683,648
建設仮勘定	380,513	その他資本剰余金	310,702
(無形固定資産)	(296,242)	利益剰余金	12,825,497
のれん	249,423	利益準備金	1,670,862
その他	46,818	その他利益剰余金	11,154,635
(投資その他の資産)	(6,669,158)	別途積立金	2,800,000
投資有価証券	276,479	繰越利益剰余金	8,354,635
関係会社株式・出資金	4,297,973	自己株式	△188,864
関係会社長期貸付金	600,000	【評価・換算差額等】	117,622
投資不動産	997,257	その他有価証券評価差額金	117,622
繰延税金資産	426,886	純資産合計	33,395,325
その他の投資等	73,528	負債・純資産合計	40,238,659
貸倒引当金	△2,967		
資産合計	40,238,659		

# 損 益 計 算 書

（2018年4月1日から  
2019年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		26,016,355
売 上 原 価		19,088,398
売 上 総 利 益		6,927,956
販売費及び一般管理費		4,441,208
営 業 利 益		2,486,748
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	7,842	
受 取 賃 貸 料	197,991	
為 替 差 益	121,515	
そ の 他	101,046	428,395
営 業 外 費 用		
投資固定資産賃貸費用	96,693	
そ の 他	11,324	108,018
経 常 利 益		2,807,125
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	3,104	
投資有価証券売却益	3,469	6,573
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 売 却 損	1,676	
退 職 給 付 費 用	51,447	53,123
税 引 前 当 期 純 利 益		2,760,574
法人税、住民税及び事業税	847,790	
法 人 税 等 調 整 額	15,422	863,212
当 期 純 利 益		1,897,362

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
						別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	8,646,720	11,683,648	312,759	11,996,407	1,670,862	2,800,000	7,025,934	11,496,796	△77,131	32,062,793	
当期変動額											
剰余金の配当							△568,661	△568,661		△568,661	
当期純利益							1,897,362	1,897,362		1,897,362	
自己株式の取得									△125,731	△125,731	
自己株式の処分			△2,057	△2,057					13,997	11,940	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)											
当期変動額合計	-	-	△2,057	△2,057	-	-	1,328,700	1,328,700	△111,733	1,214,909	
当期末残高	8,646,720	11,683,648	310,702	11,994,350	1,670,862	2,800,000	8,354,635	12,825,497	△188,864	33,277,703	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	166,404	166,404	32,229,198
当期変動額			
剰余金の配当			△568,661
当期純利益			1,897,362
自己株式の取得			△125,731
自己株式の処分			11,940
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△48,782	△48,782	△48,782
当期変動額合計	△48,782	△48,782	1,166,127
当期末残高	117,622	117,622	33,395,325

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社MARUWA  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 山 田 昌 紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社MARUWAの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社MARUWA及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社MARUWA

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大北尚史 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 山田昌紀 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社MARUWAの2018年4月1日から2019年3月31日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び該当決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年 5月28日

株式会社MARUWA監査役会

常勤監査役	熊谷	均	印
社外監査役	光岡	正彦	印
社外監査役	松本	茂裕	印

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金24円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は296,233,920円となります。  
また、中間配当金として1株につき24円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき48円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2019年6月26日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

当社は、取締役の職務の執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に係る規定の新設、監査役会及び監査役に係る規定の削除を行うとともに、重要な業務執行の決定の委任に係る規定の新設を行うものです。

また、機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことを可能とする旨の規定を新設するものです。

その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案は、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第3条 (条文省略)	第1条～第3条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) <u>会計監査人</u>
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条 (条文省略)	第6条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(自己の株式の取得)	(削除)
<p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>	
<p>第8条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第7条～第11条 (現行どおり)</p>
<p>第 3 章 株 主 総 会</p>	<p>第 3 章 株 主 総 会</p>
<p>第13条～第18条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>	<p>第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>11名以内とする。</u></p>	<p>(員数) 第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>10名以内とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p>	<p>第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを<u>区別して、株主総会において選任する。</u></p>
<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任期)</p>	<p>(任期)</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第20条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>第22条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条～第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第26条～第27条 (条文省略)</p> <p>第26条～第27条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第29条 (条文省略)  第 5 章 監査役および監査役会</p>	<p>第29条 (現行どおり)  (削除)</p>
<p>(員数) 第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(選任方法) 第31条 監査役は、株主総会において選任する。 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(任期) 第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(常勤の監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削除)</p>

行定款	変更案
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の経路を経ないで監査役会を開催することができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	第 5 章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員)
(新設)	第30条 監査等委員会は、その決議によ って常勤の監査等委員を選定 することができる。
(新設)	(監査等委員会の招集通知)
(新設)	第31条 監査等委員会の招集通知は、 会日の3日前までに各監査等 委員に対して発する。ただ し、緊急の必要があるとき は、この期間を短縮すること ができる。 2 監査等委員の全員の同意があ るときは、招集の手續を経な いで監査等委員会を開催す ることができる。
(新設)	(監査等委員会規程)
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
第38条 (条文省略)	第33条 (現行どおり)
(剰余金の配当の基準日)	(剰余金の配当等の決定機関)
第39条 当会社の期末配当の基準日 は、毎年3月31日とする。	第34条 当会社は、剰余金の配当等会社 法第459条第1項各号に定め る事項については、法令に別 段の定めがある場合を除き、 取締役会の決議によって定め ることができる。

現行定款	変更案
(中間配当)	(剰余金の配当の基準日)
<p>第40条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>第35条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>第41条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第46期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>

**第3号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役8名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	かん べ せい 神 戸 誠 (1949年12月5日生)	1973年4月 当社設立に伴い専務取締役 1989年12月 Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd. 代表取締役社長 (現任) 1992年6月 当社代表取締役社長 (現任) 1999年11月 株式会社ケーマールワ (現株式会社神戸アート) 代表取締役社長 (現任) 2004年4月 株式会社MARUWA QUARTZ代表取締役社長 (現任) 2005年4月 株式会社MARUWA SHOMEI代表取締役社長 (現任) 2013年3月 株式会社YAMAGIWA代表取締役社長 (現任)	300,000株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者神戸誠氏は、当社設立以来専務取締役として豊富な経験を積み、1992年から代表取締役社長として当社取締役会の議長を務めており、企業経営に関する豊富な知識を有しているため、今後も当社の成長に貢献することが期待できることから引き続き取締役候補者となりました。			
2	はやし はる ゆき 林 春 行 (1961年10月28日生)	1990年4月 当社入社 1992年4月 当社開発部主任研究員 2001年6月 当社取締役開発室長 2009年6月 当社専務取締役 2015年1月 株式会社MARUWA CERAMIC代表取締役社長 (現任) 2015年4月 当社取締役 (現任)	6,050株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者林春行氏は、当社入社以来開発部門に携わり、開発における豊富な経験及び知識を有しております。今後も当社の成長に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	マニマラン・アントニ (1966年1月19日生)	1995年3月 当社入社 1998年1月 Maruwa (Malaysia) Sdn. Bhd. 出向 2001年6月 当社取締役海外事業部長 2009年6月 当社取締役海外事業本部長 2012年6月 当社常務取締役 2015年4月 当社取締役海外事業本部長 (現任)	-
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役候補者マニマラン・アントニ氏は、当社入社後MARUWA (Malaysia) Sdn. Bhd. に出向し、海外事業部長として豊富な経験及び知識を有しており、今後も当社の海外事業の成長に貢献できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。		
4	うちだ あきら 内田 彰 (1954年8月20日生)	1999年4月 当社入社 海外営業部長代理 2001年6月 当社取締役営業部長 2009年6月 当社取締役営業本部長 2012年6月 当社常務取締役 2015年4月 当社取締役営業本部長 (現任)	10,600株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役候補者内田彰氏は、当社入社以来営業部門に携わり、営業における豊富な経験と知識を有しております。今後も当社の成長に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。		
5	かんべ としろう 神戸 俊郎 (1977年1月26日生)	2001年3月 当社入社 2012年4月 当社コンポーネツ事業カンパニー 事業部長 2013年6月 株式会社ケーマールワ (現株式会社神戸 アート) 取締役就任 (現任) 2015年4月 当社コンポーネツ事業カンパニー 事業本部長 2016年4月 当社執行役員コンポーネツ事業カ ンパニー事業本部長 2016年6月 当社取締役コンポーネツ事業カン パニー事業本部長 (現任)	20,620株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役候補者神戸俊郎氏は、長年にわたり当社コンポーネツ事業カンパニー事業部長を務めており、豊富な経験と知識を有しております。今後も当社の成長に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。		
6	のぞき たまき 及位 環 (1962年10月26日生)	2007年3月 当社入社 2009年4月 当社営業本部統括部長 2013年4月 当社人事室室長 2016年4月 当社執行役員管理本部本部長 2017年6月 当社取締役管理本部本部長 (現任)	5,400株
	<b>【取締役候補者とした理由】</b> 取締役候補者及位環氏は、営業や人事部門にわたり幅広い知識を有しております。現在は管理本部本部長として管理部門を統括し、今後も当社の企業価値の向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としていたしました。		

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数
1	みつ おか まさ ひこ 光岡正彦 (1966年12月6日生)	1992年10月 監査法人伊東会計事務所入所 2004年6月 東桜税理士法人設立 社員 2013年2月 同法人 代表社員(現任) 2015年6月 当社社外監査役(現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者光岡正彦氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を社外取締役として当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。		
2	まつ もと しげ ひろ 松本茂裕 (1960年9月6日生)	1987年4月 鷺見富三税理士事務所入所 1991年10月 松本会計事務所開業 所長(現任) 2007年6月 当社社外監査役(現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者松本茂裕氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の税理士としての豊富な経験と幅広い見識を社外取締役として当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。		
3	※ かとう あき ひで 加藤晶英 (1970年11月1日生)	1998年12月 加藤事務所入所 2000年12月 エーケー労務士事務所開業 所長 2010年7月 社会保険労務士法人加藤事務所開業 代表社員(現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者加藤晶英氏は直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の社会保険労務士、および特定社会保険労務士としての豊富な経験と幅広い見識を社外取締役として当社の監査体制に活かしていただきたいため、社外取締役候補者といたしました。		

- (注) 1. ※印は、新任の社外取締役候補者であります。  
 2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 光岡正彦氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、4年となります。  
 4. 松本茂裕氏は、現在当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、12年となります。

5. 当社は光岡正彦氏及び松本茂裕氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。なお、両氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、加藤晶英氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は光岡正彦氏及び松本茂裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。なお、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。加藤晶英氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

**第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
たて やす はる 楯 泰 治 (1965年9月17日生)	1988年4月 株式会社富士銀行(現 株式会社みずほ銀行)入行 2000年7月 公認会計士楯泰治事務所開業(現任) 2004年5月 栄監査法人 社員 2007年5月 同法人 代表社員(現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者楯泰治氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 楯泰治氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあり、社外取締役として当社経営に資するところが大きいと判断したためであります。
4. 補欠の監査等委員である取締役との責任限定契約について  
楯泰治氏が補欠の監査等委員である取締役に就任された場合、当社との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額としております。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件  
当社は、取締役の報酬等の額について、2018年6月26日開催の第45期定時株主総会において、年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とご承認いただき、今日に至っております。第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたしますので、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、あらためて監査等委員会設置会社に移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

なお、現在の取締役は8名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は0名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社に移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以 上

メ

モ

メ

モ

## 株主総会会場のご案内図

会 場 愛知県名古屋市東区葵3-16-16  
ホテルメルパルク名古屋 3階「カトレアの間」  
電話 (052) 937-3535 (代表)

### 交通機関

JR名古屋駅から中央線で9分「千種駅」下車、地下鉄1番出口前  
地下鉄東山線「千種駅」下車、1番出口前  
地下鉄桜通線「車道駅」下車、3番出口南へ2分

